

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容	倭町小江戸ひろば利用承認の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市倭町小江戸ひろば条例第10条
根拠条項	栃木市倭町小江戸ひろば条例第10条
参考事項	栃木市倭町小江戸ひろば条例施行規則
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市倭町小江戸ひろば条例抜粋 (利用の制限)</p> <p>第4条 市長は、小江戸ひろばを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を拒否し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、小江戸ひろばの管理上支障があるとき。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、施設の利用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、当該施設の利用を制限し、又は利用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 利用承認の条件に違反したとき。 (3) 第4条各号のいずれかに該当したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認めるとき。</p>
	<p>栃木市倭町小江戸ひろば条例施行規則抜粋 (遵守事項)</p> <p>第8条 小江戸ひろばの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 許可なく危険な物品を持ち込まないこと。 (2) 騒音、ば声を発し、又は暴力を用いる等他人の迷惑になる行為をしないこと。 (3) 市長の指示に従うこと。 (4) 前3号に掲げるもののほか、小江戸ひろばの管理又は運営上不適当な行為をしないこと。</p>